

A うけひ神話をめぐって——語りから散文へ

うけひ神話の一形式

呉 哲男

日本の〈古代文学〉は、国家・都市・貨幣・文字がそろって機能する段階に発生している。表現史を考える上でこの条件は避けることができない。言語の表現史は始めに口誦の表現があり、文字を習熟する過程で漸次に記載表現に移行していった、という見方を私は採らない。後に述べるように、口誦から文字表現へという目的論的な文学史把握は、むしろ〈文字〉によってその根拠が与えられているからである。ここからは、古事記や日本書紀がなぜ八世紀に成立したのかについて答えることはできない。

国家を国家たらしめるのは自己を対象化する手段をその内部に創出することである。経済のレベルでいえば貨幣がその役割をになう。⁽¹⁾言語的には文字がそれに相当する。文字とはとりもなおさず国家に向かう表現である。国家における言語表現は、口誦の直接的表現を否定し、文字という間接的なまわり道をたどって初めて機能しうる。口誦表現のもつ時間的、空間的制約からは国家の内部に對他性を作り出すことができず、したがって国家自身による内部円環は閉ざされてしまうからである。このような意味で国家の成立は〈古代文学〉にとって決定的な意味をもつ。日本書紀が成立する契機はここにおいてであり、古代日本人が漢字・漢文を習熟する過程で正

史を可能にしたなどというのは結果論に過ぎない。この点を当面の課題である〈ウケヒ神話〉に即して簡単に述べてみたいが、形式的な側面の指摘にとどまることをお断りしておきたい。

一

記紀の〈誓^{ウケヒ}〉神話の構成的枠組を考える上で、皇祖神アマテラスがスサノオに「我が汝弟の命の上り来る由は、必ず善き心ならじ。我が国を奪はむと欲ふにこそあれ。」(記)と云って、武装してスサノオと対面し〈誓^{ウケヒ}〉する、という共通の発端をもつことは重要である。書紀の〈ウケヒ〉に〈誓^{ウケヒ}〉字が用いられているように、これは中国古代の戦闘儀礼の一環である〈誓辞〉に対応している。たとえば、尚書諸篇をみると甘誓・湯誓・費誓などの中に、〈誓辞〉は開戦にあたって発せられることばとして重要な位置を占めている。誓辞自体の構造分析は他に譲るとして、⁽²⁾ここではその典型的な一例をあげておく。

大戦^{イムハントシラ}ニ 于甘^ニ、乃召^ニ六卿^ヲ。王曰、嗟、六事之人、予誓^ニ告^{ケン}

汝^ニ。有扈氏威侮^ニ五行^ヲ、怠^ニ棄^ニ三正^ヲ。……今予惟恭^ニ行^ニ天之罰^ニ。……
用^レ命^ヲ、賞^ニ于祖^ニ、弗^レ用^レ命^ヲ、戮^ニ于社^ニ。予則孥^ニ戮^ニ汝^ニ。(甘誓)

右の例文によれば、〈誓〉は敵の罪状をかぞえあげ、開戦の正当性を天命に基礎づけ、誓った条件に背反した者は死刑もしくは共同体からの追放という形式をもっていることがわかる。

古代国家の成立とは、言い換えれば東アジアとの均質空間を共有

するということであり、あらゆる領域において東アジアとの一元性をとめどなく強いられる過程である。すると、〈誓〉^{ウケヒ}神話を構成する上でも、まず中国古代の戦闘儀礼との対応を想定してゆこうとするのは自然であろう。すなわち、この神話の本来の構造は、侵入者であるスサノオの非を責める文辞にはじまり、ウケヒの呪術によってその非を証明し、最後に共同体から追放するという構造をもっていたことが考えられる。

古事記に「勝さび」とあるので、スサノオがウケヒに勝利したかのようにあるが、書紀本文のアマテラスの〈詔り分け〉には「其の物根を原ぬれば、八坂瓊の五百箇の御統は、是吾が物なり。故、彼の五の男神は、悉に是吾が児なり」とあって、ここではウケヒの勝利は逆転している。〈誓〉神話を一つの独立した説話として抽出すれば、これが本来の構造でなかったかと推測される。

二

〈文字〉を用いることによって、言語表現の時間的空間的限界を打破し、国家の言語として外化する方法を獲得した〈古代文学〉⁽⁴⁾は、今度は逆にそれを〈音声〓ことば〉に従属すべき、二義的な、抑圧の対象とするようになる。古事記・序文の次の文章はその辺の事情を端的に示している。

上古の時、言意並びに朴にして、文を敷き句を構ふること、字におきてはすなはち難し。

今この点を〈誓〉神話に即して見てゆくと、書紀が「誓」「誓約」などの漢語表記を用いているのに対し、古事記は一貫して「宇氣比」「宇氣布」など一字一音の音声尊重の立場をとっているのがその証である。むろん、書紀にも「誓約之中、此云三字氣譬能美健箇」

という音注もあるが、これは漢籍における経と伝の方法を学んだものであって、古事記のそれとは根本的に異なる。このことは単語の表記に限定されるだけではなく、神話全体の表記法としても指摘できる。

A (1) 設^ニ大夫武備^一。(紀一書の一)

(2) 結^レ髮為^レ髻、縛^レ裳為^レ袴、便以^ニ八坂瓊之五百箇御統^一、御統、此云^ニ美須磨^一。(紀本文)

(3) 解^ニ御髮^一、纏^ニ御美豆羅^一而、乃於^ニ左右御美豆羅^一、亦於^ニ御縵^一、亦於^ニ左右御手^一、各纏^ニ持八尺勾瓊之五百津之美須麻流之珠^一而^ニ。(古事記)

B (1) 日神先食^ニ其十握^一劍化生男、^ニ。(紀一書の三)

(2) 天照大神、乃索^ニ取素戔嗚尊十握劍^一、打投為^ニ三段^一、濯^ニ於天

真名井^一、結然咀嚼、結然咀嚼、此云^ニ而吹棄氣噴之狹霧^一、吹棄氣噴之狹霧、此云^ニ浮積于都巽伊浮岐能佐疑理^一所生神、^ニ。(紀本文)

(3) 天照大御神、先乞^ニ度建速須佐之男命所^一佩十拳劍^一、打^ニ折三段^一而、奴那登母母由良爾、振^ニ瀧天之真名井^一而、佐賀美邇迦美而、於^ニ吹棄氣吹之狹霧^一所^レ成神御名、^ニ。(古事記)

(1)はA B共にきわめて概念的な表現である。しかし、古代文学の表現史の上からは(1)のような抽象度の高い漢文的表現が先行していたと考えられる。(2)も漢文体の表現であるが、割注を用いて文字とことばが対応する工夫がみえる。(3)は(1)の対極をなすもので、音声尊重の方法が顕在化している。表現史の流れとしてはA B共に(1)(2)(3)の順が想定され、その逆ではない。⁽⁵⁾

〈注〉

(1) 国家のもつ対他性が貨幣という形で実現されることについては、栗本慎一郎『幻想としての経済』『経済人類学』参照。

(2) 田村和親「誓の構成」(人文論叢14輯)

(3) 東アジアの〈均質空間〉については、拙稿「古代文学の変革・断章」参照。

(4) 〈文字〉が書かれることについては、律令国家成立以前にすでに金石文などがあり、また稲荷山古墳出土の鉄剣銘には一字一音の表記もみられる。これらの点に関する私の見解は単純である。律令国家成立以前の〈文字〉はすべて〈構造〉に還元しうるのである。詳しくは(3)の拙稿に述べた。

(5) 書紀的なものから古事記へという表現史の流れの意義については、拙稿「序の技法」『解釈と鑑賞』82年1月号 参照。

「ウケヒ」の構造と『古事記』の表現 日高 学

一

アマテラスとスサノヲの〈ウケヒ〉は、周知のように黄泉国より帰ったイザナギの禊祓によって誕生した三貴子が、各々の統治すべき国を委任され、アマテラスとツクヨミは命のままにそれぞれの国を治めたが、一人スサノヲのみ「八拳須心の前に至るまで、啼き伊佐知伎」という状態で治めないでいた、やがてスサノヲはイザナギによって追放されるのであるが、その折にアマテラスに暇乞いに行こうとする、その様子に不審をもったアマテラスに対して、スサノヲが自らの「異心なき」ことを立証せんとする段である。この話は『古事記』と『日本書紀』の本文及び三つの一書、更に「宝鏡開始」第三の一書の合計六つの伝をもつ。『記』では次のように語られている。^(註1)

故爾に各天安河を中に置きて宇氣布時に、天照大御神、先づ建速須佐之男命の佩ける十拳劔を乞ひ度して、三度に打ち折りて、奴那登母母由良爾、天の真名井に振り滌ぎて、佐賀美邇迦美て、吹き棄つる氣吹の狭霧に成れる神の御名は、多紀理毘売命。亦の御名は奥津島比売命と謂ふ。次に市寸島比売命。亦の御名は狭依毘売命と謂ふ。次に多岐都比売命。速須佐之男命、天照大御神の左の御美豆良に纏かせる八尺の勾穂の五百津の美須麻流の珠を乞ひ度して、奴那登母母由良爾、天の真名井に振り滌ぎて、佐賀美邇迦美て、吹き棄つる氣吹の狭霧に成れる神の御名は、正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命。亦右の御美豆良に纏かせる珠を乞ひ度して、佐賀美邇迦美て、吹き棄つる氣吹の狭霧に成れる神の御名は、天之善卑能命。亦御縵に纏かせる珠を乞ひ度して、佐賀美邇迦美て、吹き棄つる氣吹の狭霧に成れる神の御名は、活津日子根命。亦右の御手に珠を乞ひ度して、佐賀美邇迦美て、吹き棄つる氣吹の狭霧に成れる神の御名は、能野久須毘命。并せて五柱なり。

是に天照大御神、速須佐之命に告りたまひしく、「是の後に生れし五柱の男子は、物実我が物に因りて成れり。故、自ら吾が子ぞ。先に生れし三柱の女子は、物実汝が物に因りて成れり。故、乃ち汝が子ぞ。」如此詔り別けたまひき。

故、其の先に生れし神、多紀理毘売命は、胸形の奥津宮に坐す。次に市寸島比売は、胸形の中津宮に坐す。次に寸津比売命は、胸形の辺津宮に坐す。此の三柱の神は、胸形君等の以ち伊都久三前の大神なり。故、此の後に生れし五柱の子の中に、天菩比命の子、建比良鳥命、

^{註1} 此は出雲国造、无邪志国造、上菟上国造、下菟上国造、伊自牟国造、津島縣直、遠江国造等